

八筑30会第 号
平成30年7月18日

保険薬局 各位

(一社) 八女筑後薬剤師会
会長 森 健司
担当常務理事 藤末 健二

「医薬品分譲願」 について

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、昨年の偽造医薬品流通の問題を受け、「薬局間における医療用医薬品の譲受・譲渡に関するガイドライン」が作成され、医薬品の譲受・譲渡の際には、薬局開設許可証の確認や、譲受人・譲渡人の本人確認、医薬品の譲受・譲渡の手段、場所等、厳格なガイドラインが示されました。

これに伴い、当会で使用していた「医薬品分譲願」や「譲渡時添付資料」を修正いたしました。今回から、医薬品を譲受する側の方は必ず「薬局開設許可証（又は写し）」を持参し、また、医薬品を譲渡する側の方も必ず「薬局開設許可証（又は写し）」準備し、お互いにそれぞれの番号等を確認することとなっております。

「医薬品分譲願」と「譲渡時添付資料」共にチェックボックス□を設けております。「薬局開設許可証（又は写し）」を確認したら□にチェックを入れて下さい。

又、医薬品譲渡者も譲渡した医薬品の情報を保管します。受け取った「医薬品分譲願」と一緒に、渡した「譲渡時添付資料」の控え（コピーで可）も保管して下さい。

これらの様式は、当会医療在宅職能対策委員会で作成しましたが、あくまでも1例として参考にしていただければと思います。又、当会のホームページにも掲載しています。

尚、これまで通り医薬品を分譲する方に負担が掛かることを考慮しまして、**1円台を切上げる**ことと、医薬品を受け取る際に**50円を負担**していただくことは継続いたします。